

資料提供

令和7年9月17日
課名 建設産業課
担当者名 田中
電話 082-513-3821
(内線3820)

指名除外報告書

措置要件	公衆損害及び工事関係者事故	
措置対象者	商号・名称	株式会社道工
	代表者氏名	道工 隆治
	住所・所在地	竹原市中央3-14-10
	建設業許可番号等	広島県知事第23213号
指名除外期間	令和7年9月17日から令和7年10月16日まで(1か月間)	
【事実の概要】 令和7年6月30日、西部農林水産事務所東広島農林事業所発注の「令和6年度 復旧治山事業 溪間工事 No.1」において、高所での切土法面成型作業を終え、移動のため重機を転回したところ、重機が滑り出して操作不能となり転落した。重機に乗車していた作業員は、両足及び右肩甲骨を骨折し、約2か月の休養加療と診断されている。		
【措置理由】 上記のとおり		
【指名除外等措置適用条項】 建設業者等指名除外要綱(昭和41年1月29日制定)別表第8号		